第5章 少量危険物及び指定可燃物の消火設備、警報設備

1 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う建築物その他の工作物に設置する消火設備及び警報設備については、次表による。

	置の	対象		条文		
少量危険物及び指定可燃物を貯蔵し、又は 取扱うもの			政令別表第2においてその消火に適応する消火器具(少量危険物又は指定可燃物に適応するスプリンクラー設備、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該消火設備の有効範囲内の部分については、算定した能力単位の数値の合計数の 1/3 までを減少した数値とすることができる。)	政令第10条		
指定可燃物 扱うもの	かを500倍以上	-貯蔵し、又は取	政令別表第2 においてその消火に適応する大型消火器(指定可燃物に適応するスプリンクラー消火設備、屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該消火設備の有効範囲内の部分については、大型消火器を設置しないことができる。)	規則第7条、第 8条		
	』(可燃性液体類 :蔵し、又は取扱	質を除く)を75 なうもの	次の消火設備のいずれか 屋内消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	政令第 11 条、、 政令第 20 条		
指定可燃物(可燃性液体類を除く)を1,0 00倍以上貯蔵し、又は取扱うもの			スプリンクラー設備	政令第 12 条		
指物 1,000 町 スラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ぼろ及び紙くて み込んでいる れらの製品を修 ら類、再生資源 脂類(不燃性又 ゴム製品、ゴル	及びかんなくず、 ず(動植物油がし 布又は紙及びこ 余く。)、糸類、お 原燃料又は合成権 は、難燃性でない ム半製品、原料コ ずに限る。) に係	水噴霧消火設備、泡消火設備又は全域放出方式の不活性ガス 消火設備			
		ず(動植物油がし 布又は紙及びこ 限る。)		政令第13条		
	は合成樹脂類 性でないゴム	可燃性液体類又 (不燃性又は難燃 製品、ゴム半製 なびゴムくずを除 の	水噴霧消火設備、泡消火設備又は不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備			
	木材加工品及もの	び木くずに係る	次の消火設備のいずれか 水噴霧消火設備、泡消火設備、全域放出方式の不活性ガス消 火設備又は全域放出方式のハロゲン化物消火設備			
			・ 置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分については、それぞ さができる。 (可燃性液体類に係るものを除く。)			
指定可燃物を500倍以上貯蔵し、又は取 扱うもの			自動火災報知設備	政令第21条		

- 2 屋外において貯蔵し、又は取扱う少量危険物及び指定可燃物についての消火設備は、次により 指導する。
 - 1) 少量危険物
 - ① 屋外又は一般住宅内 危政令別表第5において危険物に適合する第5種の消火器を1個以上設置すること。
 - ② 移動タンク 消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年9月17日自治省令第27号)第8条に 規定する自動車用の消火器を1個以上設置すること。
 - ③ 屋外タンク、地下タンク 危政令別表第5において危険物に適合する第5種の消火器を1個以上設置すること。

2) 指定可燃物

- ① 可燃性液体類等
 - ア 屋外タンク (可燃性液体類に限る。)
 - a 高さが6m以上のもの又は液表面積が40m以上のものについては、適合する泡消火設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓又は可搬式ポンプ等のいずれかの設置を指導すること。 (可燃性液体類を100℃以上の温度で貯蔵する場合は、水蒸気により消火する設備を設けることも検討すること。)
 - b a 以外のものにあっては、令別表第2においてその消火に適応する消火器を1個以上 設置すること。
 - イ 屋外において貯蔵又は取り扱う場合
 - a 危政令別表第4の数量の500倍未満のもの 危政令別表第4の数量の50倍を1所要単位として、**政令別表第2**においてその消火 に適応する消火器を所要単位の数値に達するよう設置すること。
 - b 危政令別表第4の数量の500倍以上1,000倍未満のもの 適合する大型消火器を放射能力範囲が可燃性液体類等を包含するよう設置すること。
- ② 綿花類等
 - a 条例別表第8の数量の500倍未満のもの 危政令別表第3の数量の50倍を1所要単位として、消火器を所要単位の数値に達す るよう設置すること。
 - b 条例別表第8の数量の500倍以上1,000未満のもの 大型消火器を放射能力範囲が可燃性液体類等を包含するよう設置すること。
 - c 条例別表第8の数量の1,000倍以上のもの 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備又は可搬式ポンプ等の消火設備を設けること。

別表第2 (第10条関係)

7 13 2 37 2 (9	月10本民际/							عِلِ.	+44-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-16-	m O I	7./>						
消火器具の区分		対象物の区分															
		建築物その他の工作物	電気設備	foto-	危険物									指定可燃物			
				第-	−類 □	第二類		第三類		第四類	第五類	第六類	くいゴ	いゴ燃	可燃	その	
				アルカリ金属の過酸化物又はこれを含有するもの	その他の第一類の危険物	いずれかを含有するもの 鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム又はこれらの	引火性固体	その他の第二類の危険物	禁水性物品	その他の第三類の危険物	類	類	類	。) ゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除ゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除	可燃性固体類又は合成樹脂類(不燃性又は難燃性でな	可燃性液体類	他の指定可燃物
棒状の水を放射する消火器		0			0		0	0		0		0	0	0			0
霧状の水を放射する消火器		0	0		0		0	0		0		0	0	0			0
棒状の強化液を放射する消火器		0			0		0	0		0		0	0	0			0
霧状の強化液を放射する消火器		0	0		0		0	0		0	0	0	0	0		0	0
泡を放射する消火器		0			0		0	0		0	0	0	0	0		0	0
二酸化炭素を放射する消火器			0				0				0			0		0	
ハロゲン化物を放射する消火器			0				0				0			0		0	
る消火器を放射す	りん酸塩類等を使 用するもの	0	0		0		0	0			0		0	0		0	0
	炭酸水素塩類等を 使用するもの		0	0		0	0		0		0			0		0	
	その他のもの			0		0			0								
水バケツ又は水槽		0			0		0	0		0		0	0	0			0
乾燥砂				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	
膨張ひる石又は膨張真珠岩				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	

備考

- 1 ○印は、対象物の区分の欄に掲げるものに、当該各項に掲げる消火器具がそれぞれ適応するものであることを示す。
- 2 りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防炎性を有する薬剤をいう。
- 3 炭酸水素塩類等とは、炭酸水素塩類及び炭酸水素塩類と尿素との反応生成物をいう。
- 4 禁水性物品とは、危険物の規制に関する政令第10条第1項第10号に定める禁水性物品をいう。